

名古屋大学エコトピア科学研究所共通機器利用内規

(目的)

第1条 この内規は、名古屋大学エコトピア科学研究所共同研究・利用部内規第12条に基づき、名古屋大学エコトピア科学研究所が保有する共通機器（超高压電子顕微鏡施設及び先端技術共同研究施設の機器を除く。以下「共通機器」という。）の共同研究及び共同利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(共通機器の管理運営)

第2条 共通機器を管理・運営するために共通機器運営WG（以下「運営WG」という。）を置く。

2 運営WGは、審議事項を共同研究・利用委員会に諮るものとする。

(運営WG組織)

第3条 運営WGの委員は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 所長が指名した主査
- 二 教授、准教授のうちから所長が指名した者、若干名
- 三 その他所長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 前条第1号、第2号及び第3号委員の任期は、2年とし再任を妨げない。

2 前条第1号及び第2号委員に欠員を生じたときは、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営WG主査)

第5条 運営WG主査は、WGを主宰する。

(利用の資格)

第6条 共通機器を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 名古屋大学（以下「本学」という。）の大学教員及び技術職員並びにこれらに準ずる者
- 二 本学の大学院学生又は大学院研究生のうち指導教員の承認を得た者
- 三 本学の学部学生又は学部研究生のうち指導教員の承認を得た者
- 四 運営WGが適当と認めた本学以外の者

(利用の申請)

第7条 共通機器を利用しようとする者は、運営WGが定める共通機器利用申請書（以下「利用申請書」という。）を運営WG主査に提出しなければならない。

(利用の承認)

第8条 運営WGは、前条の申請を適当と認めたときは、これを承認するものとする。

2 運営WG主査は、前条の申請を適当と認めた場合は、その旨を利用者に通知するものとする。

(承認の通知)

第9条 運営WG主査は、共通機器の利用を承認した場合は、利用の承認を得た者（以下「利用者」という。）に対し承認した内容を通知するものとする。

(遵守事項)

第10条 利用者は、利用する共通機器の運営WGが行う共通機器利用講習会に参加しなければならない。

2 利用者は、共通機器を利用する場合は、所定の「使用記録表」に必要事項を記入しなければならない。

3 利用者は、共通機器を利用する場合は、運営WG主査が指定した共通機器を管理する担当者（以下「共通機器担当者」という。）の指示に従わなければならない。

(変更の届出)

第11条 利用者は、利用申請書の記載事項に変更（研究課題の変更によるものを除く。）があったときは、速やかにその旨を運営WG主査に届け出なければならない。

2 運営WG主査は、変更の届け出を受理したときは、運営WGに付議した上で決定し、その結果を利用者に通知するものとする。

(報告)

第12条 利用者は、共通機器の利用を終了し、又は中止したときは、速やかに運営WG主査にその旨を報告しなければならない。

(利用の取消し等)

第13条 利用者が、この内規若しくはこの内規に基づく定めに違反した場合又は共通機器の利用に重大な支障を生じさせた場合は、運営WG主査は、その者の利用の承認を取り消し、又は一定期間その者の利用を停止することができる。

(使用料)

第 14 条 共通機器を利用する場合の使用料の額は、別に定める。

(使用料の徴収)

第 15 条 使用料の徴収は、次に掲げる方法によるものとする。

- 一 学内については、費用の振替によること。ただし、政府補助金（政府補助金の交付者が使用料の負担を認めていないものを除く。）で負担する場合にあっては、本学の発行する納入依頼書（以下「納入依頼書」という。）によること。
- 二 学外については、納入依頼書によること。

(損害賠償)

第 16 条 運営WG主査は、故意又は重大な過失により共通機器を損傷させた利用者に、修理に要した費用の全部又は一部を請求するよう措置するものとする。

(利用日及び利用時間)

第 17 条 共通機器の利用日は、次の各号に掲げる日を除いた日とする。

- 一 土曜日及び日曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - 三 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで
 - 四 名古屋大学に勤務する職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成 16 年 4 月 1 日規程第 50 号）第 26 条第 2 項で定める日
 - 五 その他部門長が定める臨時の休業日
- 2 共通機器の利用時間は、月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 5 時までとする。
- 3 運営WG主査は、やむを得ない事情があると認めるときは、第 1 項各号で定める日又は利用時間外に共通機器を利用させることができる。

(専決者の指定)

第 18 条 運営WG主査は、共通機器の利用に関する事務の範囲において共通機器担当者を専決者として指定する。

(雑則)

第 19 条 この内規が定めるもののほか、共通機器の利用に関し必要な事項は、運営WGで定めることとする。

附 則

この内規は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 19 年 6 月 27 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この内規は、平成 20 年 7 月 23 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。